

下松市・記者発表（配布）資料

令和6年12月 4日

部 課 名	課 長 名	担 当 者	連 絡 先（直 通）
生活環境部 生活安全課	松本 奈緒美	飯間 康司	45-1828
1 件 名	令和6年 年末年始の交通安全県民運動について		
2 目 的	<p>年末年始は慌ただしさが増し、帰省やレジャー等で行動範囲が広がり交通量も増加する。また、年末年始を迎え飲酒の機会も多くなることから交通事故多発が懸念される。</p> <p>そこで、市民一人ひとりが交通安全意識の普及・高揚を図り、交通ルール遵守と正しいマナーを実践することで交通事故を抑止する。</p>		
3 日 時	令和6年12月10日（火）～令和7年1月3日（金）		
4 場 所	市内各所		
5 内 容	別紙のとおり		
6 そ の 他			

令和6年 年末年始の交通安全県民運動実施計画



交通安全

シンボルマーク

期間：令和6年12月10日（火）から令和7年1月3日（金）まで

No.	行事名 【県下統一行動日】	日時（期間） 実施場所	主催者等	内容	人数
1	のぼり旗・横断幕の設置	12/10～R7/1/3 市役所・警察署・市内の主要幹線道路及び歩道橋等	下松市・下松市安全会議 下松警察署 下松交通安全協会 下松安全運転管理者協議会	運動期間中、のぼり旗・横断幕を設置し、広く市民に運動を周知啓発し交通安全を呼びかける。	-
2	交通安全街頭立哨	12/10-13、16-20、23、24 市内一円	下松市・下松市安全会議 下松警察署 下松交通安全協会	運動期間中、市内主要交差点で立哨を実施し、道路利用者に対して交通ルール・マナーの遵守や交通安全を呼びかける。	-
3	市内広報活動	12/10～R7/1/3 7時～8時 / 15時～16時 市内一円	下松市・下松市安全会議 下松警察署 下松交通安全協会	運動期間中の主に通勤・通学の時間帯を中心に広報車による広報を実施し、広く市民へ運動を周知啓発し交通安全を呼びかける。	-
4	交通事故防止啓発パネル展示	12/10～27 下松市役所1階ロビー	下松市・下松市安全会議 下松警察署 下松交通安全協会	市内などで発生した交通事故写真を展示し、事故は身近に起き得ることや発生時の悲惨さを周知することで、市民の交通安全意識向上を促し、事故防止を図る。	-
5	反射材効果PRキャンペーン	12/10～27 下松市役所1階ロビー	下松市・下松市安全会議 下松警察署 下松交通安全協会	市役所ロビーに反射材のPRブースを設け、反射材の種類の紹介、反射材の配布を行うことで着用率の向上を促し、夜間の事故防止を図る。	-
6	高齢者交通安全教室	12月10日(火) 9時00分～9時30分 花岡公民館	下松市・下松市安全会議 下松警察署 下松交通安全協会 花岡友愛クラブ	高齢者を対象に交通安全に関する講話や実技指導を実施し、交通安全の知識習得や意識向上を促すことで事故防止を図る。	20

令和6年 年末年始の交通安全県民運動実施計画



交通安全
シンボルマーク

期間：令和6年12月10日（火）から令和7年1月3日（金）まで

No.	行事名 【県下統一行動日】	日時（期間） 実施場所	主催者等	内容	人数
7	高齢者交通安全教室	12月16日(月) 10時00分～10時30分 末武公民館	下松市・下松市安全会議 下松警察署 下松交通安全協会 あけぼのサロン	高齢者を対象に交通安全に関する講話や実技指導を実施し、交通安全の知識習得や意識向上を促すことで事故防止を図る。	20
8	交通安全啓発グッズ等配布事業	12月15日(日) 午前中 ひらめきパーク笠戸島（下松市栽培漁業センター）	下松市・下松市安全会議 下松警察署 下松交通安全協会	イベント（プチ海の駅）の会場で、啓発グッズ及び啓発チラシの配布を行うことで、年末年始の交通事故防止及び詐欺被害防止を呼びかける。	-

山口県の実施要綱



■運動の目的

年末年始は、社会経済活動が活発になることから慌ただしさが増し、帰省やレジャーに伴って人の動きも広範囲になるため、交通量が増加します。

また、忘年会や新年会等の飲酒の機会も多くなることから飲酒運転に起因する重大事故の発生が懸念されます。

こうしたことから県民一人一人の交通安全意識の普及・高揚を図り、交通事故の抑止を図ります。

■県下の統一行動日

重 点	統一行動日
反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止	12月12日（木）
夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶	12月18日（水）
自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底	12月23日（月）
高齢者の交通事故防止	12月26日（木）

■交通安全スローガン

『住みよい山口 いつも心に 交通安全』

住みよい山口 いつも心に 交通安全



交通安全シンボルマーク

令和6年 年末年始の 交通安全県民運動

実施期間 令和6年12月10日[火] ▶ 令和7年1月3日[金]

運動の重点

反射材用品等の着用推進や
安全な横断方法の実践等による
歩行者の交通事故防止



夕暮れ時以降の早めのライト点灯や
ハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶



自転車・特定小型原動機付自転車利用時の
ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



高齢者の交通事故防止



県下の統一行動日

- 12月12日(木) 「反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止」を呼びかける日
- 12月18日(水) 「夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶」を呼びかける日
- 12月23日(月) 「自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底」を呼びかける日
- 12月26日(木) 「高齢者の交通事故防止」を呼びかける日

年末年始を 無事故・無違反で過ごそう！

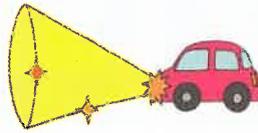
交通事故のない年末年始を！

年末年始は、例年、重大事故が増加する傾向にあります。

歩行者、ドライバーそれぞれの立場で交通安全意識を高め、悲惨な交通事故を一件でも減らしましょう！

ドライバーの方へ

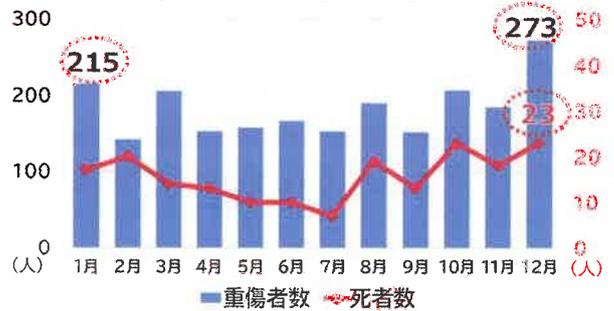
- ・ 早めのライト点灯
- ・ ハイビームの上手な活用
- ・ 危険を予測した運転



歩行者の方へ

- ・ 明るい色の服装と反射材の活用
- ・ 道路を横断するときは、**横断歩道**の利用と**ハンドサイン**等の実践

月別交通事故死者数・重傷者数 (R1~R5)【県内】



横断歩道ハンドサイン運動実施中

自転車の「ながら運転」・「酒気帯び運転」 罰則強化！

自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化

ながらスマホ 酒気帯び運転

令和6年11月1日 道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

罰則強化 最大1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
罰則強化 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

令和6年5月24日に道路交通法の一部を改正する法律が公布され、自転車の運転中における携帯電話使用等（いわゆる「ながら運転」）及び自転車の酒気帯び運転等の罰則規定が整備されました。

「ながら運転」とは…

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為



「酒気帯び運転」とは…

血液1ミリリットルにつき、0.3ミリグラム以上又は呼気1リットルにつき、0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で運転する行為



令和6年

年末年始の交通安全県民運動 実施要綱

実施期間

令和6年12月10日(火)～令和7年1月3日(金)



交通安全シンボルマーク

運動の目的

年末年始は、社会経済活動が活発になることから慌ただしさが増し、帰省やレジャーに伴って人の動きも広範囲になるため、交通量が増加します。

また、忘年会や新年会等の飲酒の機会も多くなることから、飲酒運転に起因する重大事故の発生が懸念されます。

こうしたことから、県民一人一人の交通安全意識の普及・高揚を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故の抑止を図るものです。

運動の重点及び県下の統一行動日

重点	統一行動日
反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止	12月12日(木)
夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶	12月18日(水)
自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底	12月23日(月)
高齢者の交通事故防止	12月26日(木)

運動の進め方

- 運動の実施機関・団体は相互に連携を図り、地域と組織の実情に応じた具体的な実施計画を作成し、家庭、学校、職場及び地域が一体となった活動を推進する。
- この運動が県民総参加の運動となるように、新聞、テレビ、ラジオを始め、各種広報媒体を活用して、効果的な普及啓発活動を展開する。

山口県交通安全スローガン

住みよい山口 いつも心に 交通安全

主催：交通安全山口県対策協議会

実施事項

区分	運転者	地域・家庭	学校・職場
反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ●こどもや高齢者の特性の理解 ●歩行者の側方を通過する場合の安全間隔保持や減速などに配慮した運転の徹底 ●同乗者へのシートベルト等の着用指導 ●こどもの体格に合ったチャイルドシートの正しい使用 	<ul style="list-style-type: none"> ●反射材用品、LED ライト、白っぽい色の服装の視認効果の周知や自発的な着用 ●体験型講習会等の開催と参加勧奨 ●こどもの保護者に対する交通安全啓発・教育の推進 ●横断歩行者とドライバーがお互いの意思疎通を図る横断歩道ハンドサイン運動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●反射材用品、LED ライト、白っぽい色の服装の視認効果の周知や自発的な着用 ●学校行事等を通じての交通ルールやマナーの指導と思いやりの心の醸成 ●通学路等の点検と危険箇所での安全指導 ●横断歩行者とドライバーがお互いの意思疎通を図る横断歩道ハンドサイン運動の推進
夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ●夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームへのこまめな切り替え ●妨害運転の禁止、ドライブレコーダーの利用 ●二日酔い運転の禁止 ●「飲んだら乗らない 乗るなら飲まない 飲ませない」の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ●反射材用品、LED ライト、白っぽい色の服装の視認効果の周知や自発的な着用 ●飲酒の機会における適切な交通手段の選択 ●「飲んだら乗らない 乗るなら飲まない 飲ませない」の徹底 ●飲食店における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校行事等を通じての交通ルールやマナーの指導と思いやりの心の醸成 ●飲酒運転・妨害運転（あおり運転）等を絶対に許さない職場づくりの促進 ●ハンドルキーパー運動の推進
自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ●ヘルメット着用の徹底 ●交通ルールやマナーの正しい理解と実践 ●交差点等における一時停止、安全確認の徹底 ●自転車安全利用五則の実践 ●自転車損害賠償責任保険等への加入 	<ul style="list-style-type: none"> ●ヘルメットの被害軽減効果に関する理解促進と着用の徹底 ●自転車安全利用五則の周知 ●自転車損害賠償責任保険等への加入促進 ●歩行者側方通過時の安全な間隔の保持又は徐行の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ●ヘルメットの被害軽減効果に関する理解促進と着用の徹底 ●交通ルールやマナーの指導の徹底 ●自転車安全利用五則の周知 ●自転車損害賠償責任保険等への加入促進 ●歩行者側方通過時の安全な間隔の保持又は徐行の実践
高齢者の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ●「思いやり」と「譲り合い」の心を持った運転の推進 ●高齢者の特性の理解 ●サポカーの利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●「運転卒業証」制度の周知 ●家庭での免許証の自主返納等の話し合い ●高齢ドライバー対象の講習会等への参加勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種会議・講習会等を通じた広報啓発活動の推進 ●高齢歩行者に対する「声かけ」の励行 ●交通安全学習館の利用促進

機関・団体

- 統一行動日を中心として、街頭キャンペーン、主要交差点等での街頭指導及び啓発活動の展開
- 傘下の事業所等における薄暮時一斉早め点灯及びライト切替え（ハイビーム活用）の実践
- 広報車による街頭広報や社内・庁内放送による広報の徹底
- 県・市町広報紙、各機関・団体の機関紙、ポスター、チラシ等による広報・啓発活動の実施
- 道路管理者等が管理する道路交通情報提供装置の活用による広報の実施
- 交通安全学習館での体験学習の奨励